



林間国際法律事務所

# Newsletter

2026

8

NO. 6

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことや所属弁護士等についてお伝えすることを目的としています。  
気になるトピック・ご質問があれば、ぜひお問い合わせ下さい。



## 今月のひとこと法律メモ

～その管理、大丈夫？「名ばかり管理職」と残業代リスク～

「肩書が『課長』だから残業代は支払わなくてよい」「本人が『残業申請』を出していないから残業扱いにしていない」——貴社でこのような運用になっていませんか？

労働基準法上の「管理監督者」として残業代の支払いを免除されるには、単なる役職名ではなく、①経営への参画、②十分な権限と重大な責任、③労働時間の裁量、④ふさわしい待遇の実態が必要です。実態が伴わないいわゆる「名ばかり管理職」と判断された場合、過去にさかのぼって多額の未払い残業代や遅延損害金を請求されるリスクがあります。

また、黙認されたサービス残業も同様に危険です。

### 【「転ばぬ先の杖」アドバイス】

- ・ **実態の再確認：** 『名ばかり管理職』になっていないか、権限や給与体系を含めて定期的に見直しましょう。
  - ・ **労働時間の客観的把握：** PCのログ時間や建物の入退館記録と、打刻時間に大きな乖離がないかチェックすることが大切です。
- 「自社の労務管理に不安がある」「残業代のリスクをチェックしたい」という方は、ぜひお気軽にご相談ください。